

電子的診療情報連携体制整備加算 に係る掲示について

当院では医療 DX 推進体制整備について、以下の通り対応を行っております。

- ・ 医師がオンライン資格確認等システムを利用して取得した診療情報を、診療を実施する診察室等において、閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・ マイナ保険証利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう、取り組んでいます。
- ・ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者様に無料で交付しています。

当院では電子的診療情報連携加算 2 の施設基準に係る届出を行っております。初診料算定時に月 1 回 9 点、再診料算定時に月 1 回 2 点を算定致します。

令和 8 年 6 月 1 日

埼玉みさと総合リハビリテーション病院
病院長